

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（40 例目）大阪府発表分 最終報

4月20日大阪府で記者発表された尼崎市在住の新型コロナウイルス感染患者（40 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、4月29日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 40	1 年代	20 歳代		
	2 性別	男性		
	3 職業	医療関係者		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月10日 4月13日 4月14日以降 4月19日 4月20日 4月21日 <u>4月24日</u> <u>4月29日</u>	発熱あり 平熱。市内A医療機関を受診 発熱なし 市外B医療機関にて検体を採取 PCR検査陽性確定。容体は安定 尼崎市内感染症指定医療機関に入院 <u>尼崎市内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所</u> <u>県内宿泊療養施設を退所</u>	
	6 行動歴	4月10日～19日 勤務（8・9日、11日～13日、17日は勤務なし） 4月20日以降、勤務なし 勤務中はマスク着用。通勤は電車。海外渡航歴なし		
	7 濃厚接触者	<u>同居人2人。健康観察を終了。</u> <u>職場の濃厚接触者は管轄保健所において対応終了。</u> <u>その他濃厚接触者はなし</u>		
	8 その他	尼崎市発表30・39例目と同じ勤務先		

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。